日本の憲法（けんぽう）

ポイント１ 大日本帝国憲法

＿＿＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

資料1 大日本帝国憲法と日本国憲法の比較

	大日本帝国憲法（明治憲法）	日本国憲法
発布・公布	1889年2月11日	1946年11月3日
施行（しこう）	1890年11月29日	1947年5月3日
制定	天皇が定める欽定（きんてい）憲法	国民が定める民定（みんてい）憲法
主権者	天皇	国民（国民主権）
天皇	神聖な存在，元首（げんしゅ）	日本国・日本国民統合の象徴（しょうちょう）
国会	天皇の協賛（きょうさん）（同意）機関	国権の最高機関，国の唯一の立法機関
内閣	各大臣が天皇を輔弼（ほひつ）	国会に対し連帯して責任を負う
裁判所	天皇の名において裁判	司法権の独立
国民の権利	臣民（しんみん）の権利（法律によって制限）	基本的人権の尊重
戦争・軍隊	天皇が統帥権（とうすいけん）を持つ，兵役（へいえき）の義務	戦争放棄（ほうき）（平和主義） 戦力を持たない （戦力の不保持（ふほじ））
地方自治	規定なし	地方自治の本旨に基づく
憲法改正	天皇が発議（はつぎ）し帝国議会（ていこくぎかい）で議決（ぎけつ）	国会が発議し国民投票を行う

① 主権者

主権：天皇

国民の人権は「臣民（しんみん）の権利」として保障されるが，

法律に基づいて制限できる

↓

不当な人権侵害も発生するなど，

人権の保障は不十分だった

② 権力分立（けんりょくぶんりつ）

衆議院（しゅうぎいん）と貴族院（きぞくいん）からなる帝国議会を開設

衆議院の議員のみ国民が選挙で選ぶ

↓

軍の活動などに国民や議会が関与（かんよ）できる範囲は限られており，

民主主義や権力分立などは不十分だった

ポイント2　日本国憲法

＿＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① **日本国憲法の三つの基本原理**

三つの基本原理：**国民主権**，**平和主義**，**基本的人権の尊重**

② **主権者**

主権は**国民**にある（**国民主権**）

天皇は日本国・日本国民統合の象徴（しょうちょう）

③ **権力分立**

権力の集中を防ぎ，国民の人権を守るために

三権分立（権力分立）の考え方を採用している

確認テスト

次の問いに答えなさい。

(1) 1889年2月11日に発布された，日本における初めての近代的憲法を何というか。　**大日本帝国憲法（明治憲法）**

(2) 大日本帝国憲法において，主権は誰にあったか。　**天皇**

(3) 1947年5月3日に日本で施行された憲法を何というか。　**日本国憲法**

(4) 日本国憲法において，主権は誰にあるか。　**国民**

(5) 日本国憲法の三大原則とは，国民主権・基本的人権の尊重と，もう一つは何か。　**平和主義**